

鳥取県特定技能外国人介護人材受入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県特定技能外国人介護人材受入支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内介護事業所における特定技能制度に基づく外国人介護人材（以下「特定技能外国人介護人材」という。）の受入に係る初期経費の負担を軽減することにより、県内の介護人材の確保を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費から本人が負担する額を控除した額（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。ただし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
 - 3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長及び障がい福祉課長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（別表の第5欄に定める額を限度とする。以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
 - 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

第9条 本補助金の交付を受けた者は、県内での介護サービス又は障害福祉サービスの事業継続に努めるものとし、10年以内に正当な理由なく事業を休止又は廃止するときは、規則第21条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合、規則第22条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該金額を返還しなければならない。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月28日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月8日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
特定技能外国人介護人材受入支援事業	<p>(1) 鳥取県内に所在する介護サービス事業者（介護保険法、老人福祉法及び高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく介護サービス事業者とする。）</p> <p>(2) 鳥取県内に所在する障害福祉サービス事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業者とする。）</p>	<p>人材紹介料、登録支援機関による義務的支援経費、住居費その他の特定技能外国人介護人材の受入に係る初期経費</p> <p>（報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料（県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）、使用料及び賃借料、備品購入費）</p>	1 / 2	1人につき15万円 （第2欄の各項につき1法人4人までとする。）

※補助対象経費は、特定技能外国人介護人材の受入当初に必要となる経費に限り、継続的に生じる経費は対象外とする。

※他の補助金の対象になる経費は対象外とする。

※特定技能外国人介護人材1人につき、申請は1回に限る。

〇〇年度鳥取県特定技能外国人介護人材受入支援事業計画（報告）書

1 事業者情報

法人名	
事業所名	
事業所住所	〒
事業所種別	
担当者名	
連絡先（電話・メール）	

2 受入対象者

受入対象者数		名	
内 訳	①	氏名（フリガナ）	（ ）
		国籍	
		受入年月日	年 月 日
	②	氏名（フリガナ）	（ ）
		国籍	
		受入年月日	年 月 日
	③	氏名（フリガナ）	（ ）
		国籍	
		受入年月日	年 月 日
	④	氏名（フリガナ）	（ ）
		国籍	
		受入年月日	年 月 日

（注1）本人確認書類（在留カードの写し等）を添付すること。

3 経費の内容

次のうち、該当する項目に「○」を記載してください。

	人材紹介料
	登録支援機関による義務的支援経費
	住居費（※毎月の家賃・敷金は対象外）
	その他（ ）

（注2）その他に該当がある場合は、具体的に記載してください。

（注3）特定技能外国人介護人材の受入当初に必要な経費に限り、継続的に生じる経費は対象外です。

4 その他

県内事業者への発注が困難な理由（注4）	
消費税の取扱い	一般課税事業者（→税抜申請してください） 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ・ 地方公共団体 特定収入割合が5%を超えている公益法人等 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者
他の補助金の活用の有無	有 ・ 無 （該当がある場合） 補助金名： 当該補助金の問合せ先（部署名・連絡先）：

（注4）「県内事業者への発注が困難な理由」の欄には、補助対象経費のうち委託料について、県内事業者への発注が困難である場合に、その理由を記載すること。

○年度鳥取県特定技能外国人介護人材受入支援事業収支予算（決算）書

（単位：円）

1 収入

	本年度予算額 (本年度決算額)	内訳				— (本年度予算額)	比較	備考
		対象者①	対象者②	対象者③	対象者④			
県補助金	0						0	
本人負担	0						0	
その他（法人負担）	0						0	
合計	0	0	0	0	0	0	0	

2 支出 ※申請者が課税事業者の場合は、消費税抜きで記載してください。

	本年度予算額 (本年度決算額)	内訳				— (本年度予算額)	比較	備考
		対象者①	対象者②	対象者③	対象者④			
報償費	0						0	
旅費	0						0	
消耗品費	0						0	
印刷製本費	0						0	
通信運搬費	0						0	
手数料	0						0	
保険料	0						0	
委託料	0						0	
使用料及び賃借料	0						0	
備品購入費	0						0	
合計	0	0	0	0	0	0	0	

※対象者の内訳は、事業計画（報告）書と一致させてください。

第 年 月 日

様

鳥取県知事

〇〇年度鳥取県特定技能外国人介護人材受入支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県特定技能外国人介護人材受入支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及び交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県特定技能外国人介護人材受入支援事業補助金交付要綱（令和7年5月28日付第202500033292号福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第7条関係）

第 年 月 日

鳥取県知事 様

住所：
申請者 氏名：

年度鳥取県特定技能外国人介護人材受入支援事業補助金に係る
消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号により交付決定通知のあった特定技能外国人介護人材受入支援事業補助金について、鳥取県特定技能外国人介護人材受入支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付された補助金の確定額
（ 年 月 日付第 号による補助金交付決定額）
金 円
- 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円
- 5 添付資料
（1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
（2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
（3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

(別紙)

年度鳥取県特定技能外国人介護人材受入支援事業補助金に係る消費税仕入控除税額

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額

円

- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助金の使途の内訳

(単位：円)

区分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分			
経費の内訳						
	合計					

(2) 課税売上割合

%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法